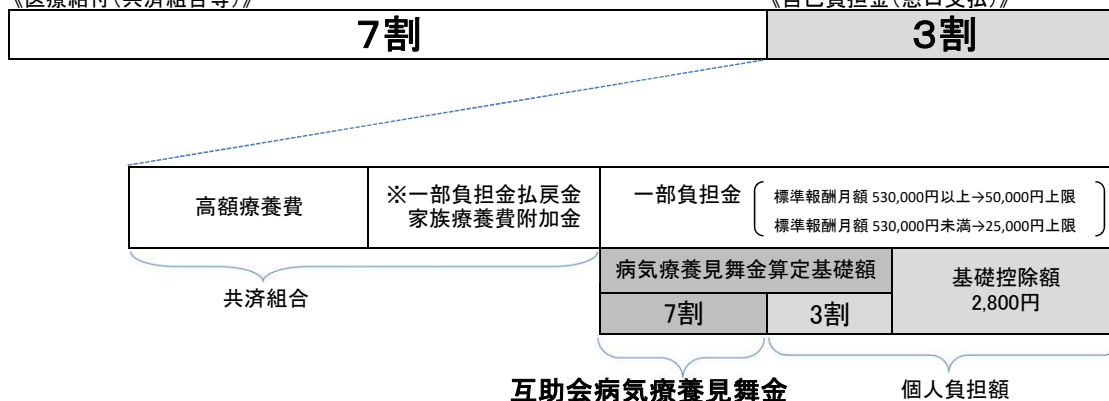


《医療給付(共済組合等)》

《自己負担金(窓口支払)》



(互) 病気療養見舞金

病気療養見舞金は、診療レセプト点数を基に、毎月、会員等1人ごとに、1医療機関につき2,800円を超え、当該超える額が1千円以上のものを病気療養見舞金算定基礎額とし、当該基礎額を当該年度で合計し、その合計額の7割(当該額に1千円未満の端数がある場合には、1千円に満たない額は切捨て。)を、会員等1人当たり10万円を限度として、年度末に集計し一括給付します。

※療養の給付等に係る自己負担(一部負担金)の額等が、1件につき25,000円(上位所得者は50,000円)を超えるとき、一部負担金払戻金(家族療養費附加金)として給付されます。